

入金管理サービス「ベストレシーバー」利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
<p>2.（振込入金専用口座）</p> <p>（1）本サービスのご利用に際しては、サービス新規申込と同時に「振込入金専用口座」の新規開設の申込を受け付けましたものとします。また、サービス解約申込と同時に「振込入金専用口座」の解約の申込を受け付けましたものとします。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）「振込入金専用口座」の取扱は、当行が別途定める「振込入金専用口座預金規定」に従うものとします。</p>	<p>2.（振込入金専用口座）</p> <p>（1）本サービスのご利用に際しては、サービス新規申込と同時に振込入金専用口座の新規開設の申込を受け付けましたものとします。また、サービス解約申込と同時に振込入金専用口座の解約の申込を受け付けましたものとします。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）振込入金専用口座の取扱は、当行が別途定める「振込入金専用口座預金規定」に従うものとします。</p>
<p>4.（変更・解約）</p> <p>（1）本サービスの利用内容・届出事項を変更する場合、その変更内容を当行所定の申込書により当行にお届け下さい。</p> <p>（2）本サービスは、サービス利用者（以下、「利用者」という。）の都合または当行の都合により解約することができますものとします。また、利用者の都合により解約する場合は、当行所定の申込書により当行にお届け下さい。</p> <p>（3）～（4）（略）</p>	<p>4.（変更・解約）</p> <p>（1）本サービスの利用内容・届出事項を変更する場合、その変更内容をサービス申込書により当行にお届け下さい。</p> <p>（2）本サービスは、サービス利用者（以下、「利用者」という。）の都合または当行の都合により解約することができますものとします。また、利用者の都合により解約する場合は、サービス申込書により当行にお届け下さい。</p> <p>（3）～（4）（略）</p>
<p>9.（利用規定の変更）</p> <p>当行が必要と判断した場合には、当行は、利用者に対して当行ウェブサイト上で変更内容を告知することにより、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、変更日以降は、利用者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。利用者は、変更内容に同意しない場合には、その旨を当行に通知するものとします。当行は変更日から7日以内に利用者から変更不同意の旨の通知を受領しない場合には、利用者が変更内容に同意したものとみなします。また、変更不同意の旨の通知があった場合には、当行は、利用者に対して事前に通知することなく、本利用契約を解約することができるものとします。</p>	<p>9.（利用規定の変更）</p> <p>民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</p>